

第三次西脇市地域福祉計画 (案) 【概 要】

令和2年〇月
西 脇 市

1 計画策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しています。

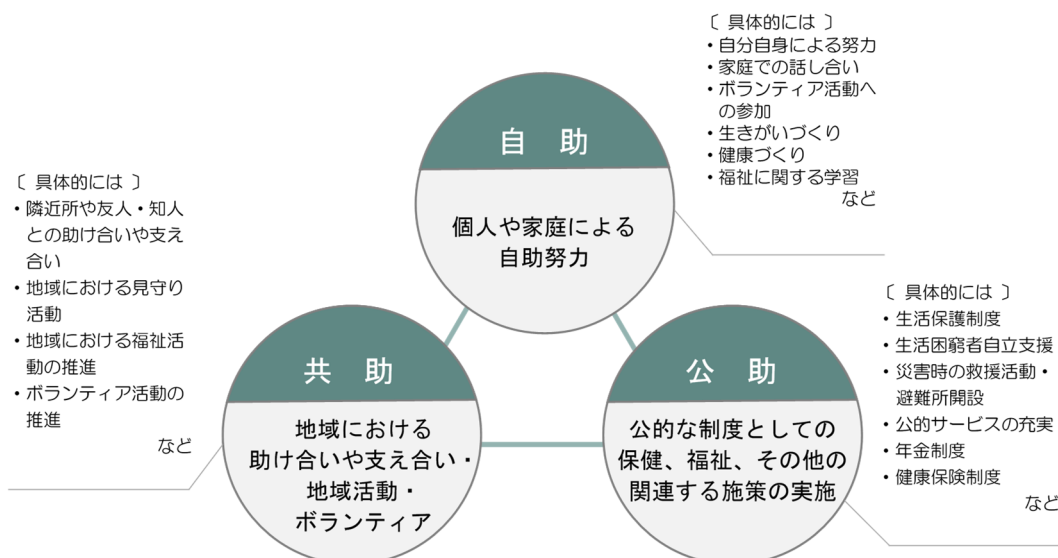
複合的な課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

国においては、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられました。平成29（2017）年12月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定に当たっては、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」について、新たに盛り込むことが求められています。

本市においては、平成20（2008）年3月に「西脇市地域福祉計画」を、平成26（2014）年3月には、「第二次西脇市地域福祉計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、この度、第二次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、「第三次西脇市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

[地域福祉とは]

地域社会における生活課題について、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域福祉です。



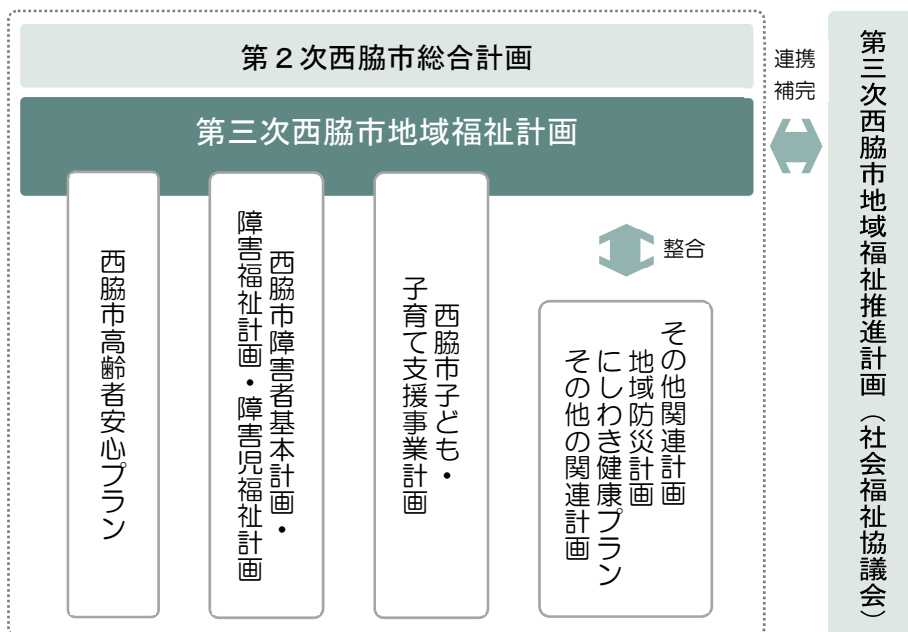
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、第2次西脇市総合計画の分野別計画として位置付けます。地域福祉を一体的に推進する観点から、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（子育て支援）等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。

さらに、本計画は、西脇市社会福祉協議会が策定する「第三次西脇市地域福祉推進計画」と地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取組において相互に補完・連携を図ります。

[位置付け図]



本計画の「第4章 施策の展開 基本方向2 相談でき解決できる仕組みづくり 施策4 権利擁護の推進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とします。

4 見直しに向けた重点課題

各種アンケート調査結果や前計画の事業評価などから、国等の動向や社会的背景【機会】、社会的な問題【脅威】、本市において充実していること【強み】、そして問題となっていること【弱み】を整理し、重点課題を抽出しました。

区分	着目すべき現状
機会	<p>○社会福祉法の一部改正 地域福祉計画に盛り込む事項として「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進 ・生活困窮者自立支援制度 ・災害時要援護者の避難行動支援 <p>○成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定</p>
脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の急速な進行 ・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増加 ・引きこもりなどの長期化による8050問題 ・生活困窮者の増加 ・2025年問題による介護ニーズの急激な増加 ・介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の問題 ・子育てにおける孤立化、子育てに対する不安感の増大 ・認知症高齢者の増加
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加している人が46.4%。30代男性が最も高く51.1% 地域の祭りやイベントに参加している人が56.7%。若い人でも参加している ・困ったときに、身近に相談できる人がいるとした回答が82.7% ・各地区にはまちづくり協議会など、市民が主体となりまちづくり活動を推進する組織ができています ・自主防災会の防災体制の一員として、民生委員・児童委員を位置付け、要援護者支援班を新たに設けた地区防災計画の作成を呼び掛けている ・手話言語条例を施行、こどもの笑顔をはぐくむ条例を制定している
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加しない理由として、活動に関する情報が入ってこないが16.8% ・福祉サービスを安心して利用するために必要なことは、「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」とした回答が57.4% ・ボランティア人材が不足している ・隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握している人が減少 ・見守り活動へ参加する方が減少 ・「役員のなり手がいない」、「メンバーが高齢化している」、「後継者が育たない」などが団体の活動の運営上の困りごととなっている ・「成年後見制度」の認知度、「市民後見人」への関心は低い

重点課題の絞り込み方法
<p style="text-align: center;">強み</p> <p>強みを更に生かして、新しいチャンスをつかむ</p>
<p style="text-align: center;">強み×機会</p> <p>強みを機会にぶつけて、新しい活路を見出す</p>
<p style="text-align: center;">強み×脅威</p> <p>強みを脅威にぶつけて、脅威を機会に転換する</p>
<p style="text-align: center;">弱み</p> <p>弱みを克服して強みに転換する</p>



特に重点を置くべき課題
<p>重点課題1</p> <p>○ 本市の強み（各年代で地域の祭りやイベントへの参加が多い）を生かしながら、多世代の交流をすすめるとともに、市民が福祉に関心をもつ地域づくりが必要 （福祉意識の醸成、地域交流の促進）</p>
<p>重点課題2</p> <p>○ 身近な相談から適切にサービスにつなぎ解決につなげる仕組みを構築していくことが必要 （相談の体制の充実、専門的な支援へのつなぎ）</p>
<p>重点課題3</p> <p>○ 見守りを必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう日頃からの見守り体制の充実、的確な支援につなげる必要がある （日頃からの見守り、災害時に支え合える地域づくり）</p>
<p>重点課題4</p> <p>○ 活動の情報提供の充実など、地域活動やボランティア活動への参加をすすめることが必要 （ボランティア、地域活動の活性化）</p>
<p>重点課題5</p> <p>○ 必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげる必要がある （認知症高齢者、障害者等の権利擁護の推進）</p>

5 計画の基本理念

本市では、第2次西脇市総合計画において、福祉の基本政策として「つながりによる安心とうるおいが実感できるまち」を掲げて施策を推進しています。

現在の社会保障制度においては、高齢者に対する介護等の支援や障害のある人に対する日常生活の支援、また、子どもへの保育の提供など、対象者ごと、また生活に必要な機能ごとに、各関係法において、公的責務が定められ、支援の充実が図られています。しかしながら、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、西脇市社会福祉協議会など関係団体や関係機関が協働・連携を図りながら、包括的に取り組んでいく体制を構築することが必要です。

本計画では、第2次西脇市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～」とし、本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

ほっこり いいね・西脇市
～みんなが安心・心つながるまちづくり～

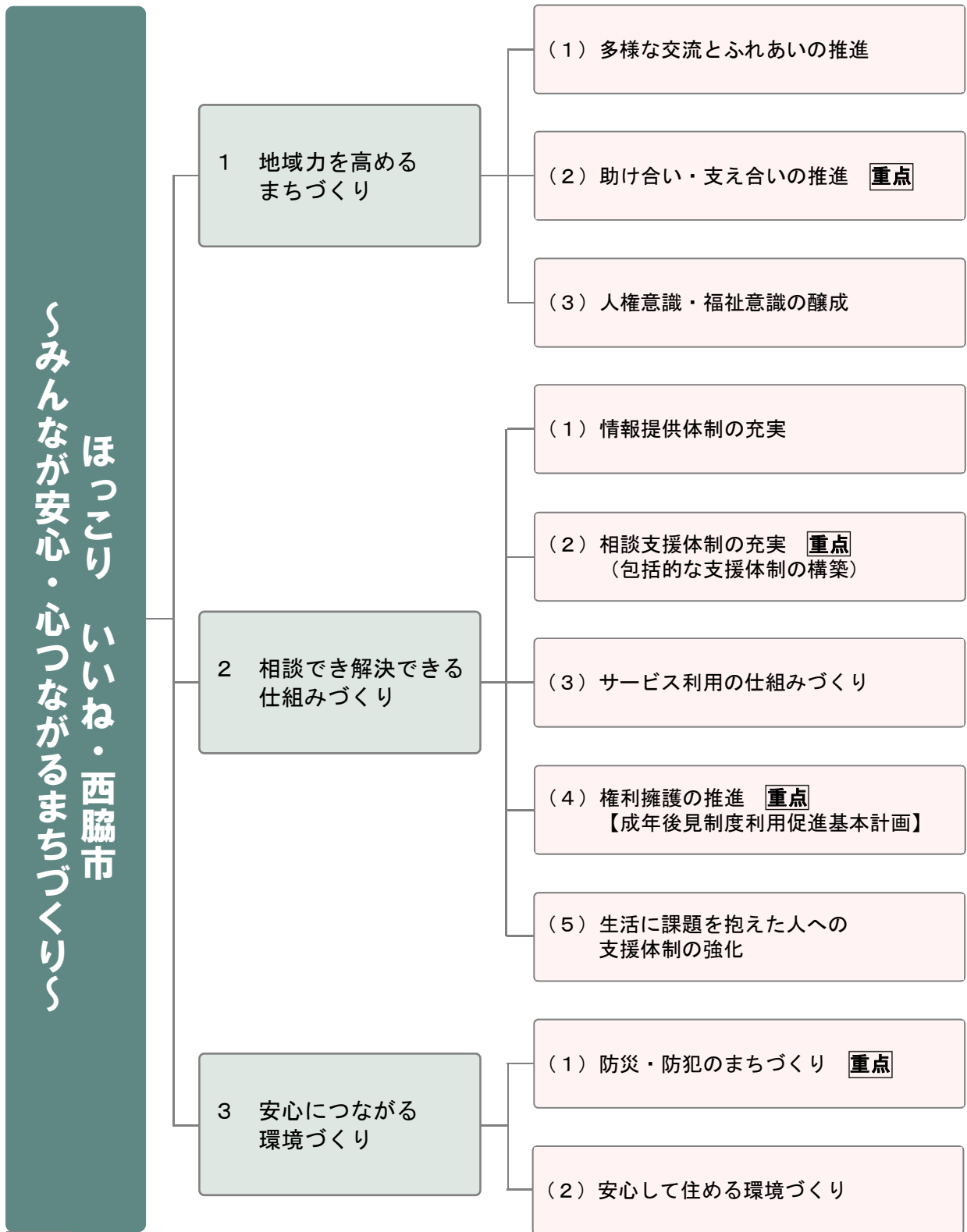


6 計画の体系

[基本理念]

[基本方向]

[施策]



7 施策の展開

基本方向 1 地域力を高めるまちづくり

近所付き合いや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみられることから、「地域の活動や行事等に参加する人の割合が高い」「市民が主体となったまちづくり活動を推進する組織がある」などといった本市の強みを生かしながら、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

施策 1 多様な交流とふれあいの推進

【行政が取り組むこと】

① 地域における多様な交流の推進

- 見守り運動や、あいさつ、声掛けなどを通じて、地域における人と人とのふれあい・つながりを推進します。
- 子どもや子育て世代と高齢者の交流、障害のある人の地域参加・交流など多様な交流を推進します。
- 子どもについて、地域住民による学校等での学習支援、地域での体験学習や地域イベントへの参加等を推進し、地域住民と子どもとがふれあい、交流する機会、地域全体で子育てを応援できる機会の創出に努めます。

② 交流のきっかけと場づくり

- 広報紙やホームページ、SNSなどを通じて、地域交流や住民活動等の情報を発信します。
- 高齢者や障害のある人、子育て世代などの多様な人たちが、交流や活動ができる場づくりを支援します。
- まちづくり事業やコミュニティ活動等を通じた、地区における交流の場づくりを支援します。

【地域のみなさんに期待すること】

- 住民同士のあいさつや子どもたちへの見守り、声掛けを行い、“顔の見える関係づくり”を行う。
- 地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流をはじめ、住民同士の様々な交流の機会を工夫し、活発な交流を進める。
- 幅広い世代の人々や様々な団体がより広く参加できるイベント、地域行事を開催する。
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくる。

- 自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティア活動などで、活発な世代間交流を行う。
- 自治会をはじめ、地域の取組に積極的に参加する。
- 地域の様々な人が気軽に集まれる場や機会づくりの情報発信を進める。
- 地域の活動拠点となる公民館や集会所を活用し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる。
- 認定こども園等の施設において、園庭及び交流スペースを開放し、幅広い世代の交流を進める。

施策2 助け合い・支え合いの推進 重点

【行政が取り組むこと】

① 地域福祉を推進するための人づくり

- 民生委員・児童委員に対する研修等を実施し、資質向上を図ります。
- 認知症やうつ病などに関する正しい知識の普及・啓発を通して、支援に関わる人材の養成に努めます。
- 介護予防や健康づくり等に取り組む自主グループを支援し、リーダーの養成や活動の活性化を図ります。
- ボランティア団体の活動内容の情報発信や活動への支援を行い、ボランティア活動への参加促進とその活性化を図ります。
- 地域自治協議会の設立支援やコミュニティビジネスの導入など、地域福祉推進のための新たな仕組みづくりに関する調査・研究を進めます。

② 市民活動への支援

- 活動団体の設立、運営等に関するサポートや活動についての情報提供、活動資金の補助など、市民活動の活性化に向けた支援を行います。

③ 地域福祉のネットワークづくり

- 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者などに対する見守りや声掛けなどを支援するとともに、生活全般を支援する小地域ネットワーク活動を支援します。
- 市、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等各地区で地域福祉に関わる人が集まり、情報共有、連携、住民同士の支え合い活動を協議する場（第2層協議体）の設置を推進し、生活支援サービスの提供体制の構築に向けて取り組みます。
- 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた組織化と活動の支援を行います。また、市内8地区の全地区における第2期まちづくり計画の策定を目指します。

【地域のみなさんに期待すること】

- 日頃の声掛けや見守り活動から、地域の生活課題の早期発見につなげる。
- 地域に住む一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持つ。
- 地域の中で、自分ができることから行動するよう心掛ける。
- 地域の高齢者、障害のある人や子どもの小さな異変にも気付くよう心掛ける。
- 地域でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害のある人の生活の手助けを行う。
- 認知症・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の見守りに参加する。
- 地域における支え合いの大切さについて関心、理解を高め、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加、協力する。
- ボランティア活動などを紹介するパンフレット等を作成し、仲間の拡大に努める。
- 孤立しがちな高齢者や障害のある人の閉じこもりを防止するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等を実施する。
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、温かく見守る。
- 福祉ニーズの発見、把握を行い、地域での支え合い活動につなげる。

施策 3 人権意識・福祉意識の醸成

【行政が取り組むこと】

① 人権意識・福祉意識の啓発

- 広報紙やホームページ、パンフレットなどによる広報・啓発活動を充実し、人権意識や福祉意識の醸成に努めます。
- 人権や生活課題について学ぶことができるよう、研修会の実施など学習機会の提供を図ります。
- 園児・児童・生徒が、福祉事業所や福祉施設に従事する人とふれあう機会を持つことなどにより、福祉教育を推進します。
- 行政・教育関係者の人権意識や福祉意識の理解を深めるとともに、企業に対する啓発にも努めます。
- 認知症に対する正しい知識の普及に努めます。
- 障害に対する理解を深め、不当な差別を解消し、合理的配慮の普及・啓発を図ります。
- 子どもの有する人権を守り、尊重する取組の推進に努めます。

【地域のみなさんに期待すること】

- 一人ひとりが自分のこととして、社会における人権問題に関心を持ち、人権尊重の理念を理解するよう努める。
- 人権教育の機会を通じて、地域における様々な差別の実態を意識・認識し、どうすれば解決できるかを家族、友人・知人、地域の人などと話し合う。
- サービス事業者や福祉関係団体、ボランティア団体等は、積極的に人権学習に取り組み、人権・福祉に関する理解を深める。
- 社会福祉協議会など福祉関係団体は行政との連携・協力のもと、学校園や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流や体験を通じた福祉学習の機会を提供し、子どもたちへの福祉や人権に関する意識づくりに努める。
- 認知症に関する正しい知識を身に付ける。
- 障害のある人に対する理解を深め、合理的配慮を行う。
- 子どもの人権を尊重し、健やかに育つ環境づくりに努める。
- 差別や偏見のない、思いやりのある地域社会を目指し、「心のバリアフリー」に関する取組を継続的に進める。

【基本方向 1 成果指標】

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
地域住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合	56.2%	62%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
ふれあい交流事業 実施回数	4回	5回
いきいきサロン 箇所数	61箇所	70箇所
生活支援体制整備事業 実施地区数	2地区	8地区
福祉教育 延べ実施回数	124回	140回

基本方向 2 相談でき解決できる仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

施策 1 情報提供体制の充実

【行政が取り組むこと】

① 情報提供体制の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレット等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 広報紙・ホームページなど多様な媒体を用いた情報提供を図ります。
- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。
- 高齢者や障害のある人、外国籍の人など情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

【地域のみなさんに期待すること】

- 必要なサービスを主体的に選択するため、日頃から保健・福祉・医療の制度やサービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて情報収集し、理解を深めるよう意識する。
- 必要な情報が得られないときは、関係機関や行政に積極的に相談する。
- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をする。

施策 2 相談支援体制の充実（包括的な支援体制の構築）

重点

【行政が取り組むこと】

① 行政・関係機関における相談支援体制の充実

- 高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等に関わる福祉問題について、個別分野ごとの相談支援体制の充実を図ります。
- 各種専門機関や民生委員・児童委員、福祉サービス事業所など、様々な関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

② 相談機関による連携

- 分野横断的な福祉ニーズについては、関係課によるケース検討会議を開催するなど、福祉部局における連携を図るとともに、保健、医療等の他の分野との連携に努めます。
- 虐待を受けている子ども、高齢者、障害のある人の早期発見に努めるとともに、適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、福祉、保健、医療等関係者、消防、警察等による連携を図ります。

③ 地域における相談支援体制づくり

- 社会福祉協議会が実施する心配ごと相談や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

【地域のみなさんに期待すること】

- 地域で生活を営む上で困ったことがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談窓口などを利用するよう心掛ける。
- 近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた場合は、必要に応じて民生委員・児童委員や地域の相談窓口、行政などに相談する。
- 住民同士が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を共有する。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などが連携・協力し、地域における身近な相談支援体制づくりを進める。
- 地域住民に様々な福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼び掛ける。
- 高齢者、障害のある人、子どもへの虐待や配偶者への暴力を発見した際は、すぐに関係機関につなぐ。
- 児童福祉施設、福祉サービス事業所や病院等、虐待を発見しやすい関係機関は、早期発見に努める。
- 民生委員・児童委員や自治会、福祉施設などが連携し、複雑化・多様化する地域での相談ごとに対応する。

施策3 サービス利用の仕組みづくり

【行政が取り組むこと】

① サービス提供体制の充実と質の向上

- 高齢者安心プラン、障害者基本計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画に基づき、安定したサービス提供に努めます。
- 情報提供や相談体制の充実を図り、利用しやすい環境づくりを推進します。
- サービス事業所に対する適切な指導・監査等を実施し、安心して利用できる環境づくりに努めます。
- 医師会や介護事業者等との連携を図り、在宅でのサービスの利用環境の充実に努めます。

② サービス利用者の権利擁護

- 民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待の未然防止・早期発見に向けた体制を強化します。

【地域みなさんに期待すること】

- 日頃から保健福祉に関する制度やサービスについての理解を深め、家庭や地域において、サービス利用者が気兼ねなく福祉サービスを受けられる地域づくりに努める。
- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくる。
- 福祉サービスを提供する事業者や福祉活動に取り組む個人・団体は、サービス利用者の個人情報（プライバシー）の保護について配慮に努める。
- サービス事業者は、実施している各種福祉サービスにおいて、利用者の立場に立った、質の高いサービスの提供に努める。また、利用者からの苦情や要望を聴き、改善していく環境をつくる。

施策 4 権利擁護の推進 重点

■ 西脇市成年後見制度利用促進基本計画 ■

【基本目標】

基本目標 1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

基本目標 2 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

基本目標 3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます

【行政が取り組むこと】

① 利用者に寄り添った制度の運用

- 自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。

② 地域連携ネットワークづくりと担い手育成

- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。
- 認知症や障害特性を理解した上で支援を行える担い手の育成が必要であることから、市民後見人の養成を進めます。

③ 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

- 制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- 制度に対する意識を高めるための地域住民向け講演会及び専門職向けの研修を実施します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

【地域みなさんに期待すること】

- 民生委員・児童委員やボランティアなどは、各種福祉サービスや意思決定支援、成年後見制度、日常生活自立支援事業についての知識を深める。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談する。

施策5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化

【行政が取り組むこと】

① 相談窓口の連携による支援

- 生活困窮者をはじめとする生活に課題を抱えた人等については、庁内の相談窓口の連携により、早期に把握し、早期支援につなげます。

② 生活困窮者等への支援

- 生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。
- 犯罪被害者等に対する支援金の支給や家事援助を行う者の派遣等の日常生活に対する支援を行います。
- 過ちを犯した人の立ち直りについての理解を促し、社会的な自立支援を行います。

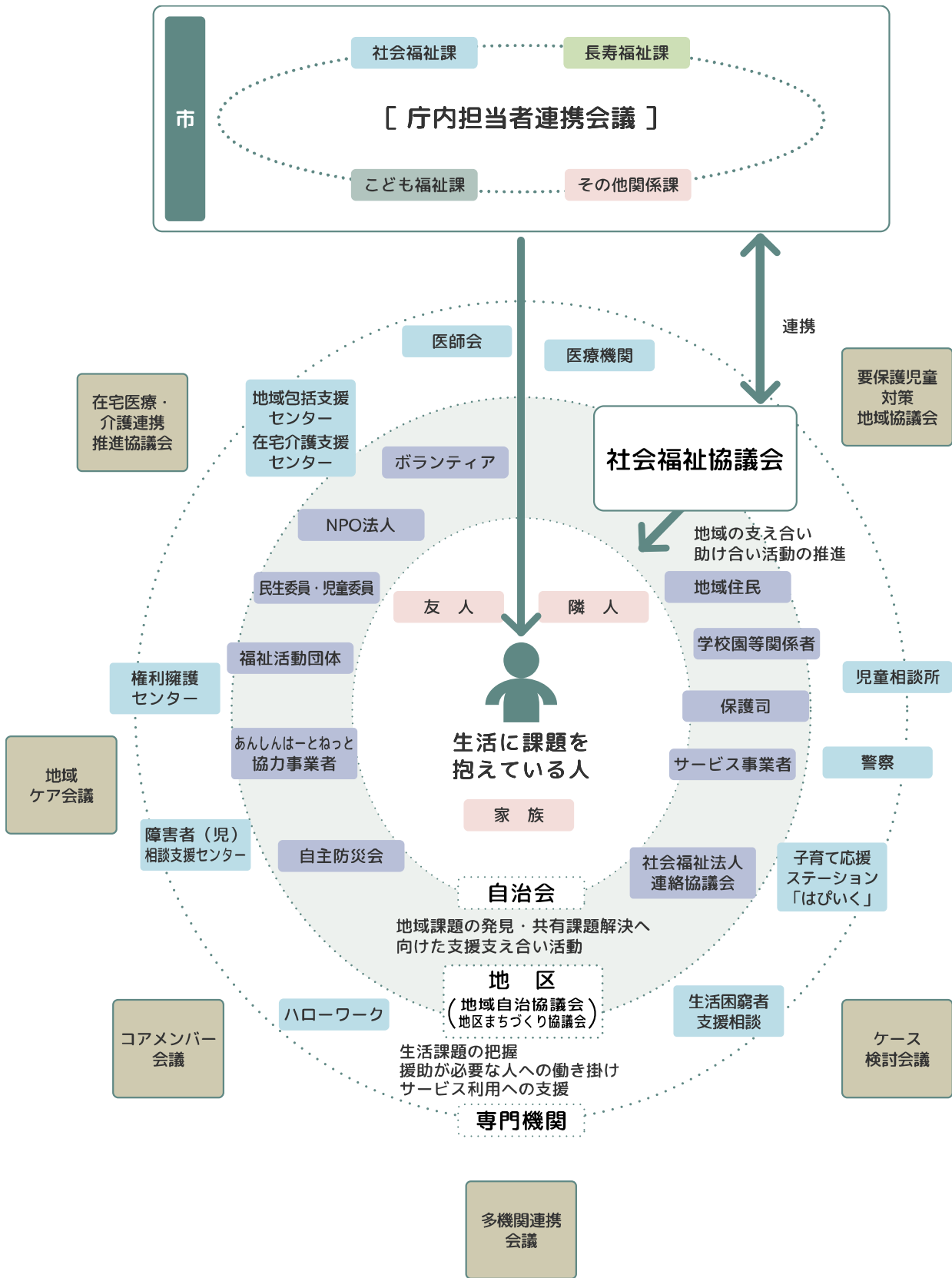
③ 多機関連携会議の運営

- 施策分野ごとの相談支援機関や社会福祉協議会、福祉関係団体等と問題を共有し、連携して支援を行うことで、複雑化・多様化する課題等に対応し、解決につなげます。

【地域のみなさんに期待すること】

- 生活に課題を抱えている人を、地域の見守り活動や災害時での支援体制等の活動により、把握し、行政や社会福祉協議会等につなぐ。
- お互いに顔見知りになり、日頃から支援が必要な人を把握できるようにする。

包括的な相談支援体制のイメージ



【基本方向2 成果指標】

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
福祉サービスを安心して利用するために「サービスの情報提供の充実や体制の整備」が必要と思う市民の割合	41.8%	35%
福祉サービスを安心して利用するために「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」が必要と思う市民の割合	57.4%	50%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
相談相手・場所がないと回答する保護者の割合	4.3%	3.5%
高齢者が安心して暮らすことができると感じる市民の割合	39.7%	45%
障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合	36.0%	40%
社会保障制度の手続・相談の窓口を知っている市民の割合	62.8%	70%
福祉サービスの利用に関して、不満、心配を感じる市民の割合※	5.6%	0.0%
権利擁護センターの設置	0箇所	1箇所
自立支援件数	38件 (H28)	42件

※福祉サービス利用者

基本方向3 安心につながる環境づくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、災害時要援護者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、移動や居住環境などの生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境をつくります。

施策1 防災・防犯のまちづくり **重点**

【行政が取り組むこと】

① 防災対策の推進

- 災害などの緊急時に備え、避難場所や災害時の助け合いについての周知・啓発を行います。
- 地区防災計画の策定を支援するとともに、自主防災会の組織強化やその活動を支援することで、地域による防災体制の構築を推進します。
- 個別支援計画の作成を支援するとともに、計画が有効に機能するように、民生委員・児童委員、自治会、自主防災会による連携を進めます。
- 防災行政無線の更新等、防災情報の確実な伝達のための機能強化を図ります。

② 災害発生時の被災者の支援

- 災害発生後、高齢者をはじめとする被災者が、自宅や避難場所などで心身の健康を損なわないよう健康支援施策を実施します。
- 社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人等との連携のもと、災害時のボランティアセンターの設置などの支援を行います。
- 災害時相互応援協定に基づき、西脇市多可郡医師会等と連携し、災害時の応急医療及び救護活動等を行います。

③ 防犯対策の推進

- 地域の防犯活動団体や警察等と連携し、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図り、地域住民の防犯意識を高めます。
- 地域との連携により、防犯活動の推進に努めます。
特に、子どもについては、地域、学校園、PTAなどとの連携や事業所などの協力を得て、安全確保を図ります。
- 防犯灯設置・更新等を行い、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。

【地域のみなさんに期待すること】

- 災害等の緊急時に備え、避難場所等の情報収集や身を守るために必要な知識を学ぶ。
- 日頃から声掛けをするなど災害時要援護者の把握に努め、災害時にも避難支援ができる関係を構築する。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、避難訓練に参加するなど地域における支援体制を整備する。
- 防災訓練については、積極的に参加し、災害時の被害状況の把握や出火防止・初期消火、救出援護、避難誘導等が確実にできるよう、それぞれの役割を明確にする。
- 災害時において民間の福祉サービス事業者は、地域住民や行政と連携し、避難誘導、被災者の受入れ等に協力する。
- 日頃からの防犯意識を高めるとともに、地域での見回りや安全パトロールへの協力、門灯の点灯など地域をあげた防犯対策に努める。
- 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げる。
- 消費者被害を防止するため、正しい消費知識を得るよう努める。

施策 2 安心して住める環境づくり

① 「福祉のまちづくり」の推進

- 県の「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり基本方針」等に基づき、多くの人々が利用する公共施設を整備・改築する際に、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、全ての人にとって利用しやすい施設の整備に努めます。併せて、不特定多数の人が利用する民間施設等においても、その促進に努めます。
- 市、地域住民、団体や事業者等が協働して、道路や施設のバリアフリー化や高齢者等の社会活動への参画などに取り組むユニバーサル社会づくり推進地区の指定を検討します。
- 人にやさしいまちづくり事業として、交通安全に係る総点検を実施し、歩道等の段差の解消に努めます。

② 全ての人々が暮らしやすい住環境の整備

- 高齢者や重度の身体に障害のある人を対象とした住宅改造に要する費用の一部を助成します。
- 公営住宅について、「西脇市住生活基本計画」及び「西脇市市営住宅長寿命化計画」に基づき支援を必要とする人に配慮したバリアフリー設計等を行い、建替えや適正なストックの確保に努めます。

③ 利用しやすい移動手段の整備

- 市内の公共交通網について、高齢者、障害のある人、子育て世代など誰もが安心して外出できる環境づくりを目指し、移動手段の確保と利用利便性の向上を図ります。
- 高齢者や重度の障害のある人への外出支援として福祉タクシー券による助成を行います。
- 路線バスやコミュニティバスについて、利用する人のバスの乗降時の負担を軽減するため、バス車両の更新に合わせたバリアフリー対応車両の導入を推進します。

【地域のみなさんに期待すること】

- バリアフリー化やユニバーサルなまちづくりに対する理解を深める。
- 歩行者の通行を妨げないよう、違法駐車・駐輪、商品・看板のはみ出し等を行わない。
- 外出時に、歩行の手助けを必要とする人に声を掛ける。
- 運転者は、歩行者に配慮した運転を心掛ける。
- 地域における危険箇所や不便な点、高齢者等が介助や手助けを必要とする場所等を把握・点検し、補修・改善が必要な場所があれば、関係機関に連絡する。
- 点字ブロック上への駐輪禁止や高齢者や障害のある人、妊産婦等の専用駐車場の利用ルールを守る。
- 福祉施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進める。
- 集客施設や商業施設の建設などの際には、県の「福祉のまちづくり」に関する条例・要綱等に基づき、誰もが利用しやすい施設づくりに努める。
- 集客施設や商業施設等において、車いすなどの補助用具の配備を進めるとともに、いつでも使用できるよう日常的な整備・管理に努める。

【基本方向3 成果指標】

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握している市民の割合	39.9%	45%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
市内の道路は安全・快適に通行できると感じる市民の割合	52%	55%
ユニバーサル社会づくり推進地区 指定数	0件	1件

8 計画の推進

(1) 計画の推進体制

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していく必要があります。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進行管理や見直しを行うため、学識経験者や福祉関係者、市民などで構成する「西脇市地域福祉計画推進会議」において、成果指標や、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

